

平成 24 年度第 2 回和泉市市民活動支援制度判定会会議録

会 議 録

会議の名称	平成 2 4 年度第 2 回和泉市市民活動支援制度判定会
開催日時	平成 2 4 年 8 月 2 1 日 (火) 午前 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分
開催場所	和泉市役所 2 号館 3 階 301 号会議室
出席者	早瀬委員、笠井委員、湯川委員、黒田委員、藤原委員、事務局 (竹中市長公室理事兼公民協働推進室長、濱田公民協働推進室公民協働推進担当課長、北野公民協働推進室参事、田中公民協働推進室総括主査、澤田公民協働推進室主事)
会議の議題	1 . パブリックコメント募集結果及び要綱改正 (案) について 2 . 申請団体の実績報告にかかる審査 3 . 平成 25 年度団体募集要項 (案) について
会議録の作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他 ()
その他の必要事項 (会議の公開・非公開、傍聴人数等)	
審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
別 紙 の と お り	

<p>会議の要旨</p>	<p>(事務局) ただいまから平成 24 年度第 2 回和泉市市民活動支援制度判定会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに本日の判定会の流れを簡単に説明させていただきます。</p> <p>まず次第 1 として新しい委員の紹介及び会長・副会長の選出を行っていただき、次第 2 としてパブリックコメントの募集結果及び要綱改正について事務局より報告させていただいた後、判定委員の意見をいただきたい。次に次第 3 として申請団体の実績報告にかかる審査を行っていただき、次第 4 として平成 25 年度の団体募集要項(案)について意見をいただき、最後に、次第 5 として今後のスケジュールについて確認させていただきます。</p> <p>以上が本日の判定会の流れである。</p> <p>それでは、次第 1 として新しい委員を紹介させていただきます。</p> <p>石田会長の後任委員として就任された桃山学院大学社会学部黒田委員である。</p> <p>○(委員) 桃山学院大学の黒田である。どうぞよろしく願います。生まれも育ちも和泉市なので貢献できればと思う。</p> <p>○(事務局) それでは次第 2 として会長・副会長の選出をお願いしたいと思う。副会長が 3 月 31 日付けで、会長が昨日付けでそれぞれ退任されたので、和泉市助成審査委員会規則第 4 条の規定により新たに会長・副会長を委員の互選にて選出する必要がある。</p> <p>選出に先立ち議事運営上、その方法としてまず仮議長を選出し、仮議長から会長・副会長の選出をお願いしたいと思うが、仮議長の選出についてどのようにすればよいか意見を伺いたい。</p> <p>(委員) 仮議長は事務局に一任したいと思うが、他の委員の方々はいかがか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>(事務局) ただいま仮議長は事務局に一任との声があったので、仮議長を務めさせていただきますと思うがいかがか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>○(仮議長) 異議がないようなので、会長・副会長が決するまでの間、仮議長を務めさせていただきます。それでは、会長・副会長の選出についてはどのようにすればよいか意見をいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">(仮議長に一任との声あり)</p>
--------------	---

○（仮議長）仮議長一任との声があったので、会長・副会長の選出については、会長を藤原委員、副会長を早瀬委員にお願いしたいと思うがいかがか。

（異議なしとの声あり）

（仮議長）異議がないようなので、藤原委員、早瀬委員、会長・副会長就任について承諾していただけるか。

（藤原委員、早瀬委員共に承諾するとの声あり）

（仮議長）それでは、これより後は会長に判定会の議長として会議の進行をお願いしたい。

（会長）それでは、次第 2 としてパブリックコメントの募集結果について事務局より説明をお願いします。

（事務局）それでは、次第 2、パブリックコメント募集結果及び要綱改正（案）について事務局より説明させていただきます。

本日、机上配布させていただいた別紙資料は前回の第 1 回判定会にて各委員に事務局（案）として提示させていただいた要綱の改正内容であり、この内容に基づき 7 月 2 日から 7 月 31 日までパブリックコメントを募集した。

改正の主な内容については、報償費の中にイベント等の参加賞を上限を設けて追加したこと、備品購入費についても一品あたりの金額の上限、備品購入費総額の上限を設けて費目の中に追加すること、の 2 点であった。

パブリックコメントの結果については資料 1 をご覧いただきたい。

意見提出状況について意見件数は 2 件であり、1 件は個人からの意見であり、意見の要旨は、参加賞を配ってもそれにつられて参加するに過ぎず、参加賞がなくなれば参加しなくなるといったものではないのではないか。そもそも対象市民のごくわずかしが投票していない事業に多額の税金が投入されていることは問題であるのに、その上税金を参加賞に使うのであれば他の施策に税金を投入してほしい、といったものであった。

事務局からの回答（案）として団体の事業遂行上、イベント等に出演し演技や演奏を行う児童・生徒等への感謝の気持ち等として、参加賞を渡すケースも多く、そういったことも子どもたちのまちづくりへの参加に結びつく面があると考えられることから、今回参加賞を対象経費とする方向で考えている。しかしながら、ご指摘のとおり、参加賞によって参加し、参加賞がなくなれば参加しなくなるといった事業ではいけないので、参加賞等の金額に制限をかけ、金額を低く設定したいと考えている、といった回答（案）を作成した。

続いて、2 件目の意見は平成 24 年度事業に参加している団体からの意見であり、意見の要旨は、地元や昔からのつながりが多すぎる。和泉市のイメージアップのためにももっと他の市を参考にして中身を入れ替えないと新しい風は吹かないと思う。また他の市の方がこの事業を見て納得するようなシステム、団体選び、そして事業内容にしていきたい。特に自分達の団体のような新しい団体が活躍しやすい流れにしていきたい。他の市の助成金ではその事業がいかに世の中の役に立っているか、福祉に貢献しているか、地元を活性化させているか、などを採択基準にしている。是非参考にしていきたい。和泉市の場合には内容には関係なく結局毎年同じ団体ばかりが選ばれているように感じており、その状態が続くと市民の方にも飽きられてしまい、この制度自体がなくなってしまうのではないかと。社会にそして和泉市民だけでなく、近隣の市民にも役立つようなものに変えていけば和泉市のイメージも変わるのではないかと、といった意見であった。

事務局からの回答（案）として、和泉市では昔からの地元のつながりが強い風土があるが、一方で、昨今、住んでいる地域のことに関心ない人が増え、人と人とのつながりが薄れているという声も多く聞かれる。ちよいず事業では、市民活動を市民自らが応援し、支えていくということを目的としているので、地元のつながりによる活動も大切だと考えており、ちよいず事業によって新たな繋がりを作っていただくことも大歓迎である。

誰が見ても納得するようなシステム、団体選び、事業内容にすべきとの意見はその通りだと考える。その意味で、ちよいず事業では、団体からの申請書類や事業の実績報告書をすべて公開することで補助金制度の透明性を高めている。

また、和泉市在住の18歳以上の市民であれば、等しく選択届出をする権利があることで支援の公平性を高めている。届出金額は、市民のみなさんが選択した結果として受け止めて頂きたいと考えている。市としても、市民のみなさんが届出をする際には、その事業がいかに社会に貢献しているかをそれぞれ考えて届出していただくように、事業のPRに努めていきたいと考えている。

今後もちよいず事業を通じて、市民活動団体のみなさんと行政が協力して市民活動を支える風土づくり、支援の輪づくりを進めていきたいと考えている、といった回答（案）を作成した。

以上がパブリックコメントの結果とそれに対する市としての回答（案）である。

それらに基づき、要綱改正（案）として作成したのが資料 2 - 1 であり、改正があった箇所に見え消しで改正点を記載している。

まず、1 ページをご覧いただきたい。

第 2 条第 1 号の「又は外国人登録原票に登録されている」という箇所を消しているが、これについては入管法の改正があり平成 24 年 7 月 9 日から外国人登録法が廃止になり、住民基本台帳法の適用対象に統合されたのでこの文言が不要となったため、削除している。

次に 2 ページの第 6 条の「市長は、前条の規定により支援金の交付申請を受けたときは、和泉市助成審査委員会規則に規定する和泉市市民活動支援制度判定会の審査を経た上で、」という箇所について、今までは要綱で市民活動支援制度判定会の設置等を定めていたが、和泉市の附属機関に関する条例の改正があり、この市民活動支援制度判定会の位置づけが市長の附属機関となった。実質的な運営については現要綱と特段の変更点はない。

次に、第 21 条は、和泉市市民活動支援制度判定会の設置を盛り込んでいたが、前述のとおり和泉市市民活動支援制度判定会は条例設置になったことから、全削除となった。

次に別表についてパブリックコメントの結果を受けて報償費の中にイベント等の参加賞を一品当たりの対象経費の上限を 300 円とし、追加した。

また、新たに備品購入費の費目を追加して、支援対象事業の遂行に必要不可欠なもので、対象経費を一品当たりの上限を 5 万円、備品購入費総額の上限を団体の交付申請額の 2 分の 1 として認めるとした。

次に交付申請書等の様式の変更点として様式第 6 号（第 7 条関係）について、支援対象団体等選択届出書の下線を引いた部分の「私は、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の団体を支援したい団体として選択し、届出します。なお、届出に際し、同条第 2 項の規定により、私の住民登録情報について市長が確認することについて承諾します。」という文言を追記させていただいた。要綱第 7 条の第 1 項では、「18 歳以上の市民は、支援したい支援対象団体を 3 団体以内で選択し、本人の意思に基づき、支援対象団体等選択届出書（様式第 6 号）により、市長に届け出ることができる。」と規定されている。

次に第 2 項では、「市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出がこの要綱の規定に適合しているか否かを確認しなければならない。この場合において、市長は、当該届出がこれらの規定に適合していないと認めるときは、当該届出を無効とすることができる。」と規定されており、市役所のほうで住所・氏名・生年月日を住民登録台帳のデータと突合させて本人確認を事務処理として行っていたが、届出の際に本人の承諾を得た方がより好ましいという見解があることから、この文言を追加した。

以上が今回の要綱改正の内容である。

それらに加えて現在、市の内部で調整中の事項であるが、市の後援名義について、今まで和泉市では後援名義の使用申請に関する統一的要綱がなかったので、各課がその都度団体からの申請に応じて後援名義を付していた。

市としての後援名義の要綱が制定されたことを受け、要綱を確認したところ、後援名義を付することができる要件がちよいず事業の要件と類似していることから、ちよいず事業の支援対象団体として決定した団体から後援名義使用の希望申し出があった場合は、自動的に使用することができるといった方向で検討している。

以上がパブリックコメント募集結果及び要綱改正（案）についてである。

（会長）ただいま事務局よりパブリックコメント募集結果及び要綱改正（案）について説明していただいたが何か質問等はないか。

（副会長）市民からの選択届出と住民登録情報を突合するのは非常に手間だと聞いている。突合作業を簡略化できたらいいのだが。

（事務局）簡略化できる方法があれば実施していきたい。

（会長）ほかに無ければ要綱改正（案）及びパブリックコメントの回答（案）について承認ということでよろしいか。

（異議なしとして承認された。）

（会長）それでは次に次第 3 として申請団体の実績報告にかかる審査について事務局より報告をお願いします。今回は 6 団体ということで順番に判定を行っていきたい。

（事務局）実績報告書の提出のあった 6 団体の収支決算書等について、事務局より説明をさせていただきます。

なお、提出のあった 6 団体について、まとめて説明をさせていただきます。

まず、団体番号 1 番 こくふっ子である。同団体の事業の目的については、夏の風物詩である盆踊りを通じて子ども達が世代を超えて交流することで地域及び市内の文化・歴史を継承することを目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認したところ、8 月 4 日に国府小学校にて盆踊りやよさこいソーラン、また、幼稚園児による鼓笛隊やだんじり青年団によるだんじり囃子など各種団体が一同に介し催し物を行う国府校区納涼大会を開催しており、事業内容については、概ね事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について報告させていただきます。

まず、収入の部について、当初提出のあった予算書の収入 1,040,000 円に対し決算書では、789,522 円となっており、250,478 円の収入減となっている。

収入減の主な要因について、当初 5 0 0 , 0 0 0 円を見込んでいた支援金が、選択届出数が少なかったことによって 2 7 7 , 5 2 2 円しか集まらず、2 2 2 , 4 7 8 円の減となっていることが主な要因となっている。

続いて、支出の部について、予算書の支出 1 , 0 4 0 , 0 0 0 円に対して決算書では 7 8 9 , 5 2 2 円となっており、2 5 0 , 4 7 8 円の支出減となっている。

支出減の主な要因として、予算書では 5 5 5 , 0 0 0 円で計上されていた電気工事やゴミ処理、プロパンガス設置などの費用にあたる委託料が、決算書では 3 3 1 , 0 0 0 円で計上されており、2 2 4 , 0 0 0 円の減となっていること、次に予算書では 8 0 , 0 0 0 円で計上されていたブースを作成するための材料費にあたる原材料費が決算書では計上されていないことなどが挙げられる。

中には金券やポスターなどの印刷費にあたる印刷製本費のように当初予算の額よりも 3 9 , 0 0 0 円支出が増えている費目もあるが、全体としては支出減となっている。

以上が収支決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

次に、団体番号 2 番 和泉市音楽家連盟「音の和」である。同団体の事業の目的については、和泉市音楽家連盟「音の和」のメンバーによるコンサートによってクラシック音楽の普及と地域の音楽文化向上に寄与することを目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認したところ、7 月 1 4 日に和泉シティプラザの弥生の風ホールにて、ピアノソロやオペラの二重奏など、さまざまな形態でのクラシック音楽を演奏する「真夏のクラシックフェスティバル」を開催している。また、演奏だけでなく、曲の内容や時代背景、作曲家についての解説を織り交ぜることによって、よりクラシック音楽に親しめるような構成となっており、事業内容については、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。

なお、本事業については、市民からの支援金が少なかったことから変更交付申請があった。

まず、収入の部について、変更後の予算書の収入 7 5 2 , 0 3 2 円に対し決算書では、8 6 4 , 2 5 6 円となっており、1 1 2 , 2 2 4 円の増収となっている。

増収の主な要因として、事業収入にあたるチケット販売による収入が当初予定していた額より 1 0 7 , 2 0 0 円の増となったことが挙げられる。

続いて、支出の部について、変更後の予算書の支出 7 5 2 , 0 3 2 円に対して決算書では 8 6 4 , 2 5 6 円となっており、1 1 2 , 2 2 4 円の支出増となっているが、対象経費のみでは、予算書の支出 6 1 1 , 0 3 2 円に対して決算書では 6 5 7 , 4 0 6 円となっており、4 6 , 3 7 4 円の支出増となっている。

支出増となった主な要因について、予算書では 2 0 , 0 0 0 円で計上されてい

た委託料が決算書ではチラシ・プログラムのデザイン委託料が加わったことにより 47,000 円で計上されており、27,000 円増加していること、次に予算書では 346,900 円で計上されている使用料及び賃借料が決算書では会場使用にかかる付帯設備費が増えたことにより 361,149 円で計上されており、14,249 円増加していること、次に対象経費ではないが、その他として演奏の準備にかかる費用が予算書では 112,000 円で計上されていたが決算書では 169,500 円で計上されており、57,500 円の増となっていることなどが挙げられる。

以上が収支決算書の内訳である。

事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

次に、団体番号 11 番 劇団ドキドキである。同団体の事業の目的については、市民ミュージカルを通じて市民文化の向上と市民交流の促進を目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認したところ、5月26日に和泉市シティプラザの弥生の風ホールにて「プロンプター」という題名のミュージカルを開催している。「プロンプター」とは舞台演劇などで出演者が台詞などを失念した場合に合図を送る舞台要員のことで、演劇の内容は、老化で記憶力や体力が無くなってきた人たちを、同じ老化を抱える人たちが、助け合いながら1つのお芝居を作るという物語ある。入場者数は会場の収容人数の約8割にあたる400名余りであり盛況であったこと、また老化という誰もが抱える悩みを演劇を通じて観客の方々と共有できたことなどから、事業内容については、事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。

まず、収入の部について、当初提出のあった予算書の収入 2,200,000 円に対し決算書では、2,137,480 円となっており、62,520 円の収入減となっている。

収入減の要因について、当初 500,000 円を見込んでいた支援金が、選出届出数が少なかったことによって 107,230 円しか集まらず、392,770 円の減となっていることが主な要因となっており、その分は自主財源でまかなっている。

続いて、支出の部について、予算書の支出 2,200,000 円に対して決算書では 2,137,480 円となっており、62,520 円の支出減となっている。

支出減の主な要因について、予算書では 1,800,000 円で計上されていた舞台設営委託や劇の演出・指導などの費用にあたる委託料が、決算書では 1,777,950 円で計上されており、22,050 円の減となっていること、次に予算書では 10,000 円で計上されていた通信費にあたる役務費が決算書で

は計上されていないこと、次に予算書では 40,000 円で計上されていたプログラムの印刷代にあたる印刷製本費が決算書では 1,580 円で計上されており、38,420 円の減となっていることなどが挙げられる。

以上が収支決算書の内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

次に、団体番号 16 番 いずみ太鼓 鼓聖泉である。同団体の事業の目的については、日本の伝統文化である和太鼓やお祭りを世代や国籍を越え、みんなで楽しみながら次世代へ継承することを目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認した結果、5月5日に池上曽根史跡公園にてプロやアマチュアの和太鼓演奏団体によるお祭りである「和音祭 in 和泉」を開催している。当日の参加者は約 6,000 人で、老若男女を問わず和太鼓に触れ、また和太鼓を通じて世代間交流ができたことから、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。

まず、収入の部について、当初提出のあった予算書の収入 1,000,000 円に対し決算書では、1,079,274 円となっており、79,274 円の収入増となっている。

収入増の要因について、企業や個人からの協賛金が当初の予定よりも 218,774 円増えたことが挙げられる。事業収入に関しては当初の予定よりも 139,500 円減っているが、全体としては増となっている。

続いて、支出の部について、予算書の支出 1,000,000 円に対して決算書では 1,079,274 円の支出となっており、79,274 円の増となっている。

支出増の主な要因について、予算書では 450,000 円で計上されていた警備委託料や舞台設営委託料などにかかる委託料が決算書では 622,500 円で計上されており、172,500 円の増となっていることが挙げられる。

プロの和太鼓演奏団体への出演料などにあたる報償費やチラシ・ポスター作成にあたる印刷製本費や通信料にあたる役務費は予算書で計上されている額よりも合計で 73,691 円減っており、また予算書では 20,000 で計上されていた会議室使用料にあたる使用料及び賃借料が決算書では計上されておらず、20,000 円の減となっているが、全体としては支出増となっている。

以上が収支決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

次に、団体番号 20 特定非営利活動法人 こども NPO センター いずみっ子である。

同団体については、子どもが主体となる設定の企画に、大人がサポーターとし

て支援することにより地域社会で子どもを育む動機とすることを促す目的で事業を実施している。

事業内容については、子どもたちが自由な発想で工夫して自分たちのお店をつくり、マーケットを形成するものであり、5月13日にエコールいずみアムゼ広場で、おもしろ体験型市場「こども市」を開催している。

事業内容については、概ね事業計画どおり実施しており、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算書について報告させていただく。

まず、収入の部について、予算書の収入221,000円に対し決算書では、231,312円となっており、出店参加費である事業収入が若干減少したが、概ね予定どおりであったものと思われる。

続いて、支出の部について、予算書の支出221,000円に対し決算書では231,312円となっている。

支出についても、多少、金額の変動はあったが、概ね予定どおりであったものと思われる。

以上が収支決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、特に問題はないものと思われる。

次に、団体番号23番 内田町ボランティア 蛍の会である。

同団体の事業の目的について、蛍の放流を通じて自然の大切さ・大事さを再確認してもらうことを目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認した結果、6月9日に内田町のひつじ公園にて蛍の放流を行っている。また、放流だけでなく外部講師を呼び、蛍の生態などの講義を行ったり、蛍が棲めるように環境の整備も行っており、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算書について報告させていただく。

まず、収入の部について、予算書の収入212,300円に対し決算書では、277,643円となっており、65,343円の増となっている。増の主な要因として、事業収入が当初の予定より47,241円増加していることが挙げられる。

続いて、支出の部について、予算書の支出213,300円に対し決算書では277,643円となっており、64,343円の増となっている。

支出増の主な要因として、予算書では計上されていなかった警備委託料にあたる委託料24,000円が決算書では計上されていること、また予算書では計上されていなかった啓発用うちわの製作費にあたる消耗品費30,500円が決算書では計上されていることなどが主な要因となっている。

以上が収支決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、特に問題はないものと思われる。

以上が実績報告の提出があった 6 団体についての概略である。

(会長) それでは、1 団体ずつ審査を行っていきたい。まず、団体番号 1 番 ごくふっ子について何か質問等はないか。

(会長) 質問等がないようだが、何か気づいたことがあれば後でも構わないので、発言してほしい。それでは、次に団体番号 2 番 和泉市音楽家連盟「音の和」について何か質問等はないか。

(副会長) 変更交付申請以前の当初の事業費総額はいくらか。

(事務局) 当初は 2 部構成でコンサートを行う予定だったが、支援希望額に満たなかったために全体の事業を縮小し、コンサートを一部構成にした。当初は事業費総額 8 8 0 , 9 0 0 円で組んでおり、交付申請額 3 4 0 , 0 0 0 円となっていた。

(副会長) 決算書の内容を見ると、チケット収入が多いが、出演者が頑張って販売したのだろう。

(事務局) この団体は事業としてクラシックコンサートを行う団体なので、音あわせが本番の前に複数回必要となり実施しているが、その分の費用は対象経費とならないので、今後は準備にかかる費用も対象経費にしてほしいといったことも団体からの要望として挙がってきている。

(会長) 次に団体番号 1 1 番 劇団ドキドキについて審査を行う。何か質問等はないか。

(副会長) 予算書と比べて決算書ではプログラムの作成費が大幅に減っているが、なぜなのか。

(事務局) 支援希望額に満たなかったため、プログラム作成費を削減したと聞いている。

(委員) この団体のメンバーは全員和泉市在住なのか。

(事務局) 全員ではないが、ほぼ和泉市在住である。

(会長) なかなか難しいとは思いますが、そろそろ自分たちで演出・指導が出来るよ

うになれば演出指導料が必要なくなるので、いいのではないか。そもそもこの団体の目的は自分達で演出・指導を行えるようになり、高齢者に演出や指導をすることだったと思う。

では、次に団体番号 16 番 いずみ太鼓 鼓聖泉の審査を行う。何か質問等はないか。

(副会長) 委託費が決算書では大幅に増えているが、運送委託費はもともと計上していたものなのか。

(事務局) 運送委託費はもともとされていた。委託費の増加の要因としては、警備委託料が挙げられる。予算書では計上されていなかったが、事業を行うにあたって会場が国道 26 号に接していることから、渋滞が発生することが予想されたため警備員を配置したと団体から聞いている。

(副会長) 当初は出店料として 200,000 円計上していたが、決算書では大幅に減少している。

(委員) その分を埋めるためにワークショップ参加費をとったということか。

(事務局) この団体は子どもから大人までの多くのグループで構成されており、それぞれを育成するためにワークショップを事業の中に取り入れたと聞いている。

(会長) では次に、団体番号 20 番 特定非営利活動法人こども NPO センター いずみっ子の審査を行う。何か質問等はないか。

(会長) 質問等がないようなので、最後に団体番号 23 番 内田町ボランティア 蛸の会について審査を行う。何か質問等はないか。

(副会長) 予算書では計上されていなかった警備委託料が決算書では計上されているがなぜか。

(事務局) 前年度までは、町会やスタッフで警備を行っていたが、来場者もかなりの人数で危険なので専門の警備員を配置したと聞いている。

(会長) 原材料費として計上されている蛸の成虫代だが、調べてみたが 1 匹 200 円は安いほうである。昔なら近くでたくさん見ることができたのだが。

(事務局)この団体はただ放流するだけではなく、蛍が生息できる環境を整えることによって、蛍が卵を産み、次年度以降も蛍が見られるような取組も行っている。

(委員)放流した蛍が子孫を残さずに全て死んでしまうわけではないのか。

(事務局)すこしずつだが残っていつていると聞いている。

(事務局)この事業に関しては毎年かなりの数の問い合わせが市の方にある。今年は広報にも掲載はしていなかったが、それでもかなりの数の問い合わせがあった。

(会長)他の市や県でも同じような事業が行われていると聞く。

(事務局)決算書の事業収入については、当日募金を募っており、その分を計上している。

(会長)以上で今回実績報告のあった6団体全ての書類審査を行ったが、全体を通して何か質問等はないか。

(委員)団体ごとに収入の費目の分け方にばらつきがある。例えば協賛金を自主財源として計上している団体もあれば、協賛金という費目として計上している団体もある。

(副会長)自主財源とは自分の団体の内部留保を使うことを指すのでは。

(委員)こくふっ子については実行委員会にPTAが入っており、そのPTAからの協賛金ならば自主財源として計上していても問題はないように思う。

(会長)他に意見がないようなので、今回、事業報告のあった6団体について報告のとおり承認してよろしいか。

(異議なしとして承認された)

(会長)以上で判定を終了する。事務局はこの判定結果を踏まえ、手続きを行うように。では、続いて次第4、平成25年度団体募集要項(案)について事務局より説明をお願いする。

(事務局)平成25年度団体募集要項(案)について説明させていただく。

資料 6 を参考にさせていただきたいが、時間の都合上、前年度との変更点のみ説明させていただく。

まず、表紙に記載されている事前相談期間については 9 月 26 日から 9 月 28 日まで実施する予定であるが、今も随時受付は行っている。なお、平成 24 年 9 月 25 日に団体募集説明会を実施する予定である。

続いて、3 ページの「(3) 対象となる事業」の部分の「特定非営利活動促進法別表に掲げる活動」について NPO 法の改正に伴い、17 分野から 20 分野へ変更となったので、この点を反映している。

続いて、4 ページの「(4) 支援金の対象となる経費」について、要綱改正(案)の説明の際にも説明したが、対象となる経費の報償費の中にイベント等の参加賞を追加し、また備品購入費を追加した。

続いて、6 ページの「(1) 市民活動団体からの申請」について、平成 24 年 10 月 1 日から 10 月 29 日までを予定している。

続いて、8 ページに記載している市民からの届出期間について平成 25 年 2 月 1 日から 2 月 25 日まで届出を受け付ける予定である。また、1 人当たりの支援金の額については、574 円となっている。昨年度の 1 人あたりの支援金額は 542 円だったので、32 円の増加となった。増加の要因については、平成 23 年 6 月 1 日現在の市民税額の調定額が約 8,321,000,000 円だったが、平成 24 年 6 月 1 日現在の市民税額約 8,798,000,000 円となり、約 477,000,000 円の調定額増となったこと、また、徴収率についても 98.06% から 98.60% に増加し、0.5% の増加となったことである。

続いて、10 ページに記載している後援名義の使用に関して、市全体としての後援名義に関する要綱が制定されたことを受け、このちよいづ事業に申請する際の申請書類の中に後援名義を使用する意志の有無を確認する欄を追加する予定をしているので、これをもって申請書に代えさせていただく予定である。

また、後援名義の使用許可については可否決定通知書を送付する際に一緒に承認通知をする予定であり、後援名義使用後の実績報告書についてもちよいづ事業に基づく実績報告書をそれに代えさせていただく予定である。

続いて、12 ページの平成 25 年度事業のスケジュールについて、まず、18 才以上の市民 1 人あたりの支援額の決定・公表について本日の判定会にて承認いただいたので、9 月 1 日付けで市のホームページで公表したいと考えている。

次に、9 月 25 日に団体向け制度説明会を募集要項に基づいて開催する予定であり、10 月 1 日から 10 月 29 日まで支援を希望する団体の募集を行う予定である。そして、申請内容の判定を行う判定会については後ほど日程調整を行いたいと考えている。

次に、11 月下旬に申請内容の判定結果を団体へ通知し、同時に事業の申請内容について縦覧させていただく予定である。

次に平成 25 年 2 月に団体紹介冊子を広報紙と同時配布させていただき、2 月

1 日から 2 月 25 日まで市民からの選択届出を受け付ける予定である。
 次に、届出結果の公表については平成 25 年 3 月下旬に行う予定である。
 なお、選択届出については今年度も中間発表を行いたいと考えている。
 次に、平成 25 年 4 月に申請内容について変更があった団体から変更交付申請があがってくるので、その内容について判定会にて判定を行っていただき、その結果を踏まえ、支援金額の交付決定を行いたいと考えている。その後の事業の流れについては、交付決定を行った日から年度末まで各団体が支援決定事業を行うので、随時、実績報告書の提出を受け付け、判定会にて審査していただきたいと考えている。そして、年度末までには各団体へ判定会の結果を踏まえ、支援金を交付したいと考えている。以上が平成 25 年の事業の流れである。
 最後に 7 ページをご覧ください。
 昨年度は市内 4 駅にて団体の活動紹介チラシや制度説明チラシを配布しており、今年度も 2 月初旬に行いたいと考えている。ただし、団体からよりよい啓発方法が提案された場合は変更となる可能性がある。
 続いて、13 ページ以降については、申請書類等の作成方法について団体より質問が多々あったため、今年度から記入例として追加させていただきたい。
 続いて、24 ページについて領収書の整理方法を追加した。
 団体によって領収書の整理方法にばらつきがあるので、わかりやすいように費目ごとに整理した上で提出していただくよう追加した。
 最後に 27 ページに和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱を追加、募集要項とさせていただきたい。募集要項については以上である。

(会長)事務局より説明があった。団体募集要項(案)について何か質問等はないか。

(副会長)前回に続き、今回の市民からの選択届出も届出額が 50 万円を超えた団体が多くあるが、市民からの届出を無駄にしないためにも、こういったオーバーフローは少なくしなければいけない。そのためには、届出の状況が分かるように複数回の中間発表を行い、さらにそのことをしっかり事業スケジュールの中に組み込んでおき、中間発表があることを周知する必要があるのではないか。

一番重要なことは支援金の無駄をなくすことであり、そのためにはオーバーフローした分の支援金は按分するなどの仕組みも考えないといけない。

(委員)その意見に賛同する。分野を分けて按分するなどといったことをすれば、届出が無駄になることを防ぐことができるのではないか。

(副会長)団体募集要項には関係のないことだが、駅前でのチラシ配布に関しては、もう少し遅い時間帯で行うなど工夫が必要ではないか。

(会長)チラシ配布に関しては確かに地縁団体は有利だが、いずみ太鼓 鼓聖泉に関して、地縁団体ではないが、相当な届出数だった。他の団体にとって参考となるのではないか。

(事務局)いずみ太鼓 鼓聖泉に関しては地縁団体ではないが、組織力があり、関係組織もあるので、届出数を伸ばしたのではないか。

(副会長)団体が実施した事業の参加者もかなりの数になったと聞いている。

(事務局)また、この団体は市の各種イベントにボランティアとして参加しているので、知名度が高いこともある。

(会長)この団体は東日本大震災の復興支援も事業の中に掲げており、そのことも影響したのではないか。

(委員)再分配は考えていないのか。

(事務局)再分配に関しては前回の判定会でも意見をたくさん頂いていたが、慎重に検討する必要があると考え、今回は見送った。しかし、今後も更に研究を重ね、検討していきたいので、継続事案とさせていただきたいと考えている。

また、そのことに加え、できるだけ年度内に支援金を交付できるように努力したい。

(副会長)もっと多くのテーマ型の団体が申請してくれたら良いのだが。申請することで、自分達の団体のPRにもつながると思う。

(事務局)2月には団体紹介冊子を市が全戸配布するので、組織の小さい団体が活用できる利点もある。

(副会長)福祉関係の事業を行っている団体は、事業の内容が分かりやすいので、届出を集めやすいのではないか。

(事務局)福祉系の団体であれば、障がい福祉課などの各部署で行われている、金額は少ないが満額補助を行う制度を活用している団体もあると聞いている。団体の中には2分の1の補助では事業を実施するのが困難な団体もあり、そのような団体は、満額補助の制度を活用している。

(委員)私自身も子育てに関する事業を行うことを目的とした自分達のグループで補助金をもらったことがある。このちよいず事業に申請するにはかなりの勇気が必要となるので福祉関係の補助金は残したほうがいいのではないかと。

支援対象団体を決める際にも障がいのある方や子育て中の方も参加できるような仕組みを取り入れていることを条件に加えるといったことも必要ではないかと。

(副会長)行政のみで行う補助制度では、団体は、行政に事業内容を理解してもらおうとするが、ちよいず事業では、団体は市民に自分達のことを理解してもらおうと努力する。このように、ちよいず事業に申請することによって団体の志向が行政から市民に向くことになるので、より多くの団体に参加していただいたほうが良い。

(委員)届出数の少ない団体へアドバイスをするような中間支援を行う団体があればいいと思う。

(事務局)これはちよいず事業には直接関係することではないが、9月22日にまちづくりフォーラム&和泉ボランティア・市民活動フェスタといったイベントを開催する予定である。このイベントは和泉市自治基本条例を啓発する事業だが、ちよいずの団体の中からブースを出してPRしたい団体を募集した。やはりテーマ型の団体は普段自分達の活動をPRする機会があまりないということもあり、テーマ型の3団体からの応募があった。

(会長)それでは、団体募集要項については事務局からの報告のとおり承認してよろしいか。

(異議なしとして承認された)

(会長)では、最後に次第5、その他について事務局より説明をお願いします。

(事務局)事務局より今後のスケジュールについて説明させていただく。資料7を参考にさせていただきたい。次回の判定会の日程については11月中旬に開催する予定としており、判定会の内容については実績報告の提出があった団体の審査及び平成25年度事業の支援対象団体の決定について審査を行いたいと考えている。

その次は、1月に判定会を開催する予定である。前年度では11月に判定会を行った後は3月末に判定会を行っており、1月には判定会を行っていなかったが、意見交換会でも意見として出されたように年度末までに支援金の交付を行うために1月にも判定会を行う予定である。

そして、最終の判定会を 3 月末に開催する予定である。

詳しい日程については、新しい委員とも日程調整を行う必要があるので、後日メール等で連絡する。以上である。

(会長) これにて第 2 回和泉市市民活動支援制度判定会を終了させていただく。早瀬委員については今回の判定会で退任となる。早瀬委員には当初より関わっていただき、ご尽力をいただいた。今後もさまざまなアドバイスをいただければと思う。

以上